

廃棄物焼却炉の焼却能力の算定方法について

平成 12 年 6 月 16 日
平成 14 年 12 月 20 日改正
千葉県環境生活部大気保全課

廃棄物焼却炉の燃焼能力については、次に掲げる方法により算定するものとする。

ただし、他に妥当な根拠がある場合は、この限りではない。

$$\text{焼却能力 (k g / h)} = \frac{\text{焼却室容積 (m}^3\text{)} \times \text{燃焼室熱負荷 (k cal / m}^3 \cdot \text{h)}}{\text{廃棄物の低位発熱量 (k cal / k g)}}$$

焼却室容積 : 焼却炉内の一次燃焼室の容積をいい、二次燃焼室や火格子より下部は含まない。(二次燃焼室との区別が明確でない場合は、一次燃焼室に含む。)

燃焼室熱負荷 : 定常運転時の燃焼室容積 1 m³当たり、1 時間当たりの燃焼熱発生量で、15 万～30 万 (k cal / m³ · h) とする。

なお、小規模廃棄物焼却炉にあつては、おおむね 25 万 (k cal / m³ · h) とする (平成 14 年 11 月 26 日付け環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課及び産業廃棄物課事務連絡による)。

廃棄物の低位発熱量 : 廃棄物 1 k g が完全燃焼するとき発生する発熱量をいい、付表の数値を用いることとする。

<注>

- 1 この算定方法は、平成 12 年 6 月 16 日までに設置されている廃棄物焼却炉については、適用しない。
- 2 燃焼室熱負荷の後段については、平成 14 年 12 月 20 日までに設置されている施設については、適用しない。
- 3 焼却の際、常時助燃装置を稼働させる場合の焼却能力は、算定式における右辺の分子の値から助燃装置の発熱量 (助燃装置燃料の低位発熱量 (kcal/kg) × 助燃燃料使用量 (kg/h)) を差し引いて求めるものとする。

付表 廃棄物ごとの低位発熱量

廃棄物名		発熱量 (kcal / kg)
草・木		3,000
ベニア・合板・化粧版		5,000
集成材・ボード		4,500
紙類		4,000
織 維 類	木綿	3,800
	羊毛	5,300
	化繊	6,800
合成ゴム		8,300
廃油		8,300
皮革類		5,300
一般雑芥 (注1)		4,200
厨芥		4,000
動物死体		1,100
プラスチック類		
熱可塑性樹脂 (塩化ビニールを除く。)		10,000
その他プラスチック類		4,200
汚 泥	石灰薬注汚泥	2,900
	高分子薬注汚泥	4,500
	下水汚泥	3,500

注1) 一般雑芥：廃プラスチックとゴムくずとの総量が10%以下